

【ドイツ】ドイツ版「国家安全保障会議」設置構想と連邦議会での議論

* 連邦議会の与党会派であるキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)は、2008年5月7日に安全保障政策に関する要綱を発表し、その中で「国家安全保障会議」の設置による連邦政府の統一的な指導の確立をめざしている。しかし、野党のみならず連立のパートナーである社会民主党(SPD)の強い反対により、この構想をめぐる連立政権内の亀裂が明らかになっている。

1 CDU/CSU の「国家安全保障会議」構想(本文中の太字は原文のまま)

2008年5月7日、連邦議会のメルケル政権与党であるキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)会派は、2年間にわたる検討の後、「ドイツにとっての安全保障戦略」(Sicherheitsstrategie für Deutschland)と題する政策要綱を発表した。

要綱は、グローバル化の進展や非政府組織の発展、中国、インドの台頭等による最近の安全保障上の環境変化を踏まえ、ドイツの安全保障の目的を「**安全保障にとっての危険を最小化し、われわれの安全にかかわりのある危機が紛争へと先鋭化する場面に迅速かつ効果的に対処すること**」と規定した上で、1. テロリズムとの戦い、2. 大量破壊兵器の拡散の防止と軍縮の推進、3. エネルギー及び原料供給の確保、4. 気候変動のもたらす結果の解決、5. 紛争の防止、拡大阻止及び仲裁の5項目をドイツの安全保障にとって中心的な意義を有する戦略目標として掲げる。そして、「われわれの利害関心及び戦略目標の追求は、**より行動的で早期の、迅速な、統一的な、必要な場合には強靱な行動を要求する。**」と述べて、そのような行動を可能とするために、

1. 有効な民間防衛及び災害防衛のための網目状に結合された郷土防衛
2. 国外における危機の解決及び予防のための民生上・軍事上の手段
3. 国家安全保障会議による効果的な安全保障政策
4. 経済及び科学との安全保障上の協力

の4点を挙げている。

このうち、2.においては、連邦軍が危機の軍事的解決のため短期的にも出動できるよう、連邦軍の国外出動のための手続について規定した「議会関与法」(2005年3月23日施行)の改正を行うこと等が主張されているが、当初案に盛り込まれていた、急を要する場合には連邦議会の事前の承認なしで連邦軍の国外出動ができるようにする旨の記述は、奇しくも同日の5月7日、連邦憲法裁判所が、2003年のイラク戦争の前後に連邦政府が連邦議会の承認を得ないで、NATOによるトルコ領空の監視に連邦軍を参加させたことを違憲とし、連邦軍の国外派遣についての連邦議会の関与権を広く認める判決を下した(前項参照)ため、削除された。

また、3.の国家安全保障会議については次のように述べられている。

「国内及び国外における安全保障のためのすべての力が統一的に協働することを保障

するため、**政治的な分析・調整及び決定の中心としての『国家安全保障会議』**を設置する。その任務は、1. 国内及び国外の安全保障にとってのありうる脅威についての**包括的かつ、省庁の枠を越えた分析を行うこと**、2. 外国における民生上・軍事上の危機の解決とその防止のための**調整を行うこと**、3. **適切な防衛措置及び緊急事態における計画並びに、災害等が個々の州の対応能力を超える場合における郷土防衛隊の出動の調整を行うこと**、である。

ドイツ連邦共和国の連邦制的権限秩序並びに連邦政府各省及び下位官庁の権限を考慮すると、これによって**国内及び国外における統一的な政治指導と最適な危機管理**が確保されるべきである。

そのために、連邦首相を議長とする連邦安全保障会議を格上げし、既存の資源を活用して、行動能力のある指導部を構築すべきであり、そのスタッフは、各分野にわたって省庁横断的に行動し、統一的な状況認識に基づくシナリオを作成して執行部に対して行動の選択肢を提示するものとする。」

2 国家安全保障会議の設置をめぐる連邦議会での討論

CDU/CSU の構想が発表されたのと同じ日の 5 月 7 日の午後、連邦議会での「時事問題討論時間（アクトゥエレ・シュトゥンデ）」において、国家安全保障会議の設置の問題がテーマとして取り上げられ、議論が戦わされた。この討論は、野党の自由民主党（FDP）と同じく野党の「90 年同盟・緑の党」の要求により行われたものである。

各会派（無所属議員を含む）及び連邦政府の代表合計 15 人の議員が登壇して演説したが、CDU/CSU 以外の会派は、同党と連立を組む社会民主党（SPD）を含め、すべてが CDU/CSU の構想に反対の立場を表明した。反対の論拠としては、強力な権限を有する国家安全保障会議の設置によって基本法の想定する各省の自律性が失われ責任の所在が不明確となるおそれがあることや、さまざまな異なる分野の問題を安全保障の問題として一様にとらえようとする思考によって軍と警察さらには情報機関の役割の区別もあいまいになることなどが指摘された。これに対して CDU/CSU 側は、現行制度における全体的調整の欠如の問題点や、「国家安全保障会議」の設置の構想が SPD と緑の党の連立によるシュレーダー前政権時代の政権プログラムにも含まれていたことなどを指摘して反論した。さらにはシュタインマイヤー外相（SPD）が CDU/CSU の構想に批判的な立場を取っていることを受け、外務省のエルラー政務次官は、構想に反対の立場、一方、連邦国防省のシュミット政務次官は構想に賛成の立場を表明し、連立与党内のみならず連邦政府内においても安全保障政策についての深刻な意見対立があることを内外に印象づける結果となった。

『シュピーゲル』誌(2008 年 20 号)は、このような対立について、「CDU/CSU の安全保障戦略をめぐる論争は、連立のパートナー間の深い溝を露わにした。どちらの側もその路線を相手に強いることができないため、深刻な閉塞状態に陥っている。ドイツは世界において影響力を有効に行使できないのだ。」と論評している。

(山口和人・海外立法情報課)